

## さいたま市スキー連盟規約

(名称及び事務所)

第1条 この連盟は、さいたま市スキー連盟（以下、「本連盟」という。）と称し、事務所を会長が指定する場所に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、スキー及びスノーボードの健全なる普及発展を図るとともに、会員相互の親睦を深め、明るい社会の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) スキー及びスノーボード技術の普及及び指導
- (2) スキー及びスノーボード振興の具体的方策の推進
- (3) 各種大会、講習会及び検定会の開催及び後援
- (4) 各種大会への選手の派遣
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本連盟は、本連盟に登録したクラブ（以下、「クラブ」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 会計 2名
- (7) 監事 2名

2 本連盟に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、総会において選出した者をもって充てる。

2 理事長及び副理事長は、理事のうちから互選した者をもって充てる。

3 理事は、次の者をもって充てる。

- (1) クラブごとに選出した者 1名
- (2) 会長が推薦し、総会で承認を得た者 若干名

4 会計及び監事は、会長が推薦し総会の承認を得た者をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、会務を処理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 5 理事は、事業の計画及び執行にあたる。
- 6 会計は、経理を処理する。
- 7 監事は、会計を監査する。

(役員の任期及び定年)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員のうち、会長、副会長、理事長及び副理事長は、その就任時に満75歳未満でなければならない。

(評議員)

第9条 本連盟に、評議員を置く。

- 2 評議員は、クラブごとに選出した者1名ずつをもって充てる。
- 3 前条の規定は、評議員について準用する。

(会議)

第10条 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、役員及び評議員で構成し、毎年1回開催する。ただし会長が必要であると認める時は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を行なう。
  - (1) 役員の選任
  - (2) 事業報告及び決算の承認
  - (3) 事業計画及び予算の承認
  - (4) 規約の改廃
  - (5) その他必要な事項
- 4 理事会は、役員で構成し、本連盟の運営並びに重要事項について協議し、処理する。
- 5 前項の規定にかかわらず、会長は、本連盟の運営に際し、緊急を要すると認める事項が生じた時は、協議し、処理することができる。
- 6 総会は、会長が招集し議長となる。
- 7 理事会は、理事長が招集し議長となる。

(定足数)

第11条 本連盟の会議は、定員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(議決)

第12条 本連盟の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(部会)

第13条 本連盟に第3条に掲げる事業を円滑に遂行するため、部会を置く。

(会計年度)

第14条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第15条 本連盟の経費は、登録料、助成金、その他の収入をもって充てる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。